

平成17年7月11日

各位

東京都千代田区二番町5番地5  
会社名 21LADY株式会社  
代表者名 代表取締役社長 広野 道子  
(本名: 藤井 道子)  
(コード番号: 3346)  
問合せ先: 取締役社長室長 吉川 正英  
(TEL 03 - 3556 - 2121)

## ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成17年5月26日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成17年6月27日開催の当社第6期定時株主総会に提案することを決議致しておりましたので、下記のとおりお知らせ致します。

この度、開示が遅れましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後は再発防止に努め遅滞なく開示を行ってまいります所存です。

なお、当該ストックオプションの発行条件については、本日開催の取締役会にて決議し「ストックオプション(新株予約権)の発行条件に関するお知らせ」を本日付で公表いたしました。

### 記

#### 1. 新株予約権を発行する理由

当社グループに対する経営参画意識を高め、連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、3.の要領に記載のとおり、当社並びに当社子会社の取締役・監査役・従業員・顧問及び社外コンサルタントに対し新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権割当の対象者

当社並びに当社子会社の取締役・監査役・従業員・顧問・及び社外コンサルタントに割当てるものといたします。

#### 3. 特に有利な条件をもって新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式555株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継さ

れる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

185個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式3株。ただし、(1)による調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額133,334円に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日から平成27年6月27日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社並びに当社子会社の取締役・監査役・従業員・顧問及び社外コンサルタントたる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由及び条件

本件新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が(6)に定める規定により、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却することができる。

当社が吸収合併による消滅、並びに株式交換または株式移転により他の会社

の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で消却することができる。

当社はいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。

( 8 ) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注)上記決議は、平成 17 年 6 月 27 日開催の当社第 6 回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されております。

以上